

# 青少年を取り巻く問題と保護者の意識に関するウェブ調査 集計結果

## 1 調査の概要

調査対象 ウェブ調査事業者登録モニター（県内在住で18歳未満の子を有する保護者2,000名）

調査期間 平成31年2月8日（金）～2月10日（日）

## 2 設問ごとの結果

数値は小数点以下第2位を四捨五入しているため、単一選択の設問であっても、割合の合計が100%にならない場合があります。

### ○神奈川県青少年保護育成条例について

#### 【条例の周知度】

Q1 神奈川県では、18歳未満の青少年を有害な環境から守るために「青少年保護育成条例」を定めています。この条例について、知っていることを全て選んでください。

選択肢		割合[%]
1	保護者は青少年を深夜（午後11時～午前4時）に特別な事情もなく外出させてはならない	50.3
2	保護者は原則、深夜（午後11時～午前4時）に青少年を同伴して外出しないように努めなければならない	34.7
3	カラオケやインターネットカフェ等は保護者同伴であっても、深夜（午後11時～午前4時）に青少年を入店させてはならない	41.8
4	青少年に成人向け雑誌-DVDや有害がん具などを販売したり見せたりしてはいけない	40.1
5	青少年に不適当なゲームソフト（Z区分）を販売したり見せたりしてはいけない	28.1
6	保護者の承諾なく、青少年から物品を買い取ったり、商品券などと交換したりしてはいけない	23.2
7	青少年にみだらな性行為やわいせつな行為を行ってはならない	47.2
8	保護者は、青少年が利用する携帯電話端末等（スマートフォンを含む）のフィルタリングを原則解除できない	17.7
9	いわゆる「JKビジネス」など、青少年健全育成を阻害するおそれのある営業には、青少年を従事させてはならない。また、青少年を客としてはならない	34.4
10	条例があることは知っているが、内容はよく知らない	18.1
11	全く知らない	18.7

#### 【携帯電話】

（無線LANを介したインターネット接続に関する認知度）

Q2 次の機器が無線LANを通して、街中やお店などでインターネットに接続できることを知っていますか。知っているものを全て選んでください。

選択肢		割合[%]
1	スマートフォン	88.9
2	携帯型ゲーム機（Nintendo Switch、ニンテンドー3DS、PlayStation Vitaなど）	56.0
3	タブレット型端末（iPad、Galaxy Tabなど）	56.4
4	携帯型音楽プレーヤー（iPod touch、ウォークマンFシリーズなど）	30.6
5	知らない	9.3

(携帯電話を持たせるのに適切な時期)

Q3 あなたは自分のお子さまに、携帯電話やスマートフォンを持たせるのはいつ頃が適切だと思いますか。

選択肢	割合[%]
1 小学校入学まで	1.2
2 小学校1年生～3年生	5.7
3 小学校4年生～6年生	14.5
4 中学生	37.7
5 高校生	23.9
6 その他(専門学校、就業してからなど)	3.1
7 わからない	8.4
8 持たせる必要はない	5.6

(インターネット利用上の不安)

Q4 お子さまのインターネット利用に関して、不安を感じていることがありますか。当てはまるものを全て選んでください。

選択肢	割合[%]
1 子どもが有害情報を閲覧するおそれがあること	63.8
2 サイトやアプリの利用で、他人とトラブルになったり、犯罪に巻き込まれたりするおそれがあること	63.4
3 掲示板などへの名前や住所などの安易な書き込みで、個人情報が流出するおそれがあること	50.6
4 有料サービスを利用し、利用料金が高額になるおそれがあること	51.1
5 インターネットの利用が長時間になり、生活面に悪影響がでること	56.1
6 インターネットに詳しくないので、子どもに正しく教えることができないこと	15.0
7 家庭で定めたインターネット利用のルールが守られていないこと	22.2
8 その他	0.8
9 子どもが上手に使っているので不安はない	12.6

(インターネット利用におけるルールの必要性の有無)

Q5 あなたはあなたのお子さまと、インターネットの利用について家庭でルールを設けるべきだと思いますか。

選択肢	割合[%]
1 思う	91.7
2 思わない	8.3

(Q5で「1 思う」と回答した人のみ)

Q6 家庭でルールを設けるにあたっては、どのようなルールが有効だと思いますか。当てはまるものを全て選んでください。

選択肢		割合[%]
1	利用できる時間帯を制限する	72.0
2	利用できる場所を制限する（リビングのみでの使用等）	46.8
3	利用する際のマナーを決める（誹謗中傷をする書き込みをしない等）	53.9
4	メールやメッセージを送る相手を決める	24.3
5	1日の利用時間を決める	53.1
6	1か月の利用料金を決めておく	34.0
7	困ったときはすぐ保護者に相談する	54.4
8	利用できるサイトやアプリを制限する	49.8
9	ルールを守れなかった場合の対応を決めておく（一時利用禁止等）	42.3
10	その他	0.4

(Q5で「2 思わない」と回答した人のみ)

Q7 ルールが必要ないと思う理由は何ですか。当てはまるものを全て選んでください。

選択肢		割合[%]
1	子どもが自分で管理ができると思うため	39.7
2	フィルタリングの機能が充実しているため	16.0
3	ルールを作っても守らないと思うため	14.4
4	トラブルになる事はないと思うため	6.7
5	ルールをどのように作ればよいかわからないため	9.3
6	家庭でルールを作ると保護者も守らないといけないため	24.2
7	その他	2.6

(フィルタリングについて知っていること)

Q8 携帯電話やスマートフォンには、青少年が、有害なサイト（アダルトサイトや出会い系サイトなど）にアクセスすることを制限する「フィルタリング」という機能がありますが、このことについて知っていることはありますか。当てはまるものを全て選んでください。

選択肢		割合[%]
1	インターネット上のアクセス制限のことで、青少年を有害なサイトから守るサービスであること	72.8
2	回線契約をしている事業者に申し込んだり、機器に店頭または自分でインストールや設定したりすることができること	36.6
3	学齢に応じて、また使い方に応じて個別に設定ができること	34.6
4	フィルタリングサービスがあることは知っているが、内容はよく知らない	9.3
5	その他	0.1
6	フィルタリングサービス自体を知らなかった	10.6

(青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの必要性の有無)

Q9 あなたは、あなたのお子さまがインターネットを利用する際に、フィルタリングサービスの利用が必要だと思いますか。

選択肢		割合[%]
1	思う	87.3
2	思わない	12.7

(Q9で「2 思わない」と答えた人のみ)

(フィルタリングが必要ない理由)

Q10 フィルタリングサービスが必要ないと思う理由は何ですか。当てはまるものを全て選んでください。

選択肢		割合[%]
1	子どもが仕事や日常生活で著しい支障をきたすため	8.8
2	フィルタリングを利用しなくても、子どもの適切なインターネット利用を管理できるため	30.0
3	子どもから解除してほしいと頼まれたため	6.7
4	フィルタリングの設定はカスタマイズが難しいため	7.7
5	フィルタリングサービス自体を知らなかったため	4.4
6	その他	5.1
7	特に理由はない	43.4

(SNSを適切に利用するために必要なこと)

Q11 SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス※)について伺います。

青少年がSNSを適切に利用するために必要なことはどのようなことだと思いますか。当てはまるものを全て選んでください。

※ SNSとは、インターネットのネットワークを通じて、人と人をつなぎコミュニケーションが図れるように設計された会員制サービス。ソーシャル・ネットワーキング・サービス Social Networking Service の略です。ツイッターやLINEなどが例として挙げられます。

選択肢		割合[%]
1	個人情報をインターネット上に書き込まないように注意する	73.5
2	フィルタリングサービスを活用する	55.6
3	利用する時間や場所などのルールを決める	46.9
4	学校でのSNSの利用についての教育を充実させる	42.3
5	保護者に対してのSNSの利用についての啓発を充実させる	31.6
6	青少年にSNS自体を利用させないようにする	17.1
7	フィルタリングサービスの性能や機能を向上させる	32.3
8	その他	0.3
9	わからない	10.6

(インターネットの適切な利用を促すために有効だと思う取組み)

Q12 青少年のインターネットの適切な利用を促すために有効だと思う取組みはどのようなものだと思いますか。当てはまるものを全て選んでください。

選択肢		割合[%]
1	学校の授業等で、インターネットに潜む危険性について取り扱う	68.9
2	インターネットに潜む危険性について啓発する講演会・座談会の開催	37.7
3	家庭でのルール作りを推進するための講座の開催	38.2
4	家庭外(学校・友人間等)でのルール作りを推進するための講座の開催	31.8
5	インターネットに潜む危険性に関する広報の充実	45.4
6	インターネットトラブルに関する相談体制の充実	37.9
7	学校への携帯電話・スマートフォンの持ち込み禁止	28.7
8	その他	0.5
9	特に必要はない	10.2

### 【青少年指導員】

(青少年指導員の認知度)

Q13 神奈川県には、「青少年指導員(※)」として、県内の各地域で青少年の健全育成活動を行っている方々がいますが、そのことを知っていますか。

※ 横須賀・小田原・南足柄市は「青少年育成推進員」、綾瀬市は「青少年育成員」、海老名市は「青少年指導嘱託員」として活動しています。

選択肢		割合[%]
1	活動内容を知っている	9.8
2	名称は聞いたことがあるが、活動内容は知らない	35.0
3	知らない	55.2

### ○神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例について

(青少年喫煙飲酒防止条例等の周知度)

Q14 神奈川県では、未成年者の喫煙や飲酒をより効果的に防止するために、「青少年喫煙飲酒防止条例」を定めていますが、この条例及び関係法令について、知っていることを全て選んでください。

選択肢		割合[%]
1	販売店や飲食店は、たばこや酒類を購入しようとする者が未成年者と思われるときは、証明書により年齢確認をしなければならない	49.2
2	たばこや酒類の自動販売機には、成人識別装置を設置しなければならない	42.2
3	保護者は、未成年の子の喫煙や飲酒を未然に防止する責務がある	38.2
4	未成年者に喫煙や飲酒を勧めたり、そのための場所を提供したり、買い与えたりしてはならない	36.4
5	保護者が未成年の子の喫煙や飲酒を制止しない場合には、法律で罰せられる	27.4
6	条例があることは知っているが、内容はよく知らない	14.1
7	全く知らない	25.4

(条例を知ったきっかけ)

Q15 この条例について見かけたことがあるものを全て選んでください。

選択肢		割合[%]
1	年齢確認の協力を呼びかけるポスター	22.2
2	年齢確認の協力を呼びかけるスイング POP	16.7
3	県や関係業界等が実施するイベント(キャンペーン)やそこで配布されたチラシやティッシュ	8.3
4	学校で配布されたチラシ	8.1
5	県ホームページ	5.4
6	県のたより	5.0
7	新聞等の報道	2.6
8	その他	0.1
9	見かけたことがない	58.5

(証明書による年齢確認の実施状況に対する認識)

Q16 販売店や飲食店において、たばこやお酒を購入しようとする方が未成年者と思われる場合、証明書(運転免許証や学生証等)による年齢確認が行われていると思いますか。それぞれ当てはまるものを1つ選んでください。

業種ごとの結果(割合[%])	必ず行われていると思う	ある程度行われていると思う	あまり行われていないと思う	全く行われていないと思う	わからない
(1) コンビニエンスストア	20.1	38.8	21.8	5.9	13.4
(2) スーパーマーケット	15.4	39.6	23.7	6.4	14.9
(3) たばこ屋	13.9	32.6	22.4	6.5	24.5
(4) 酒屋	13.7	34.4	21.9	6.6	23.3
(5) 駅の売店	8.8	27.1	32.1	8.3	23.7
(6) 居酒屋	9.0	28.9	32.6	9.1	20.5
(7) カラオケボックス	6.2	24.0	35.2	12.1	22.5
(8) ファミリーレストラン	7.2	29.5	32.9	9.0	21.4

(保護者の家庭での青少年喫煙飲酒防止教育についての認識)

Q17 未成年者の喫煙・飲酒を防ぐために、家庭内で実践すべきことについて、あなたの考えにもっとも近いものを1つ選んでください。

選択肢		割合[%]
1	家庭内で、幼少期から繰り返しお酒やたばこの害について教えるべきである	38.6
2	家庭内で、学齢期から繰り返しお酒やたばこの害について教えるべきである	42.0
3	家庭内で、お酒やたばこの害について教えるべきであるが、教え方がわからない	10.6
4	家庭内で教育する必要はない	8.8

(青少年の喫煙飲酒を助長する行為への認識)

Q18 保護者が未成年者に「おつかい」としてお酒やたばこを購入させることについてどう思いますか。  
あなたの考えにもっとも近いものを1つ選んでください。

選択肢		割合[%]
1	買うものに関わらず、「おつかい」は子どもの社会経験として必要なものである	21.1
2	「おつかい」であっても、お酒やたばこの購入への抵抗感を低下させるおそれがあるため、させるべきではない	34.3
3	「おつかい」と偽って、実際には未成年者自身が喫煙や飲酒をするために買い物に訪れる状況を生じさせるおそれがあるため、社会全体としてさせるべきではない	23.3
4	各家庭の判断に任せるべきである	21.4

(青少年の喫煙飲酒防止に向けての取組み)

Q19 県と関係業界では、未成年者の喫煙・飲酒防止に向けて、協力して様々な取組みを進めていますが、今後、どのような対策を強化する必要があると思いますか。必要があると思うものを全て選んでください。

選択肢		割合[%]
1	証明書による年齢確認の取組みをさらに徹底する	54.9
2	未成年者の喫煙・飲酒防止に関するポスターやPOPなどを店頭に掲示し注意喚起する	31.3
3	販売店や飲食店の責任者、従業員が積極的に未成年者に声かけや注意をする	38.0
4	関係業界の自主的な取組みが進むように、店舗等へのPRを徹底する	26.3
5	保護者へのPRを徹底する	22.2
6	周囲の大人が未成年者に声かけや注意を行えるように、県民へのPRを徹底する	22.5
7	子どもに対して喫煙飲酒防止のための教育を充実(強化)する	31.1
8	その他	1.3
9	わからない	16.8

Q20 条例(青少年喫煙飲酒防止条例、青少年保護育成条例)の効果的なPR方法などについて、ご意見やアイデアをお寄せください。(100字以内)

主な回答は次のとおりでした。(回答を集約して掲載)

<ul style="list-style-type: none"><li>・学校教育のカリキュラムを充実させる</li><li>・学校で講習会をする</li><li>・見やすく大きなポスターを学校や店舗に貼る</li><li>・電車内のモニターや駅などで広告を表示する</li><li>・テレビやインターネットでCMを流す</li><li>・LINE、ツイッター、ユーチューブなどのSNSを活用してPRする</li><li>・お酒やたばこを購入する際に、見た目に関係なく全ての人に年齢確認をする</li><li>・子どもたちにわかりやすいように、条例や喫煙飲酒の害についてまとめたマンガの冊子を配布する</li><li>・若い世代により子どもに訴える内容のPR動画などを作成してもらうことで訴求力を高める</li><li>・レシートに大きく印刷してPRする</li><li>・幼少期、小学校低学年から教育する</li><li>・親の勤める会社で啓発する</li></ul>
---

○回答者の属性

Q1 あなたのお住まいの地域を選択してください。

	選択肢	割合[%]
1	横浜市	46.0
2	川崎市	16.0
3	その他の地域	38.0

Q2 あなたの性別を選択してください。

	選択肢	割合[%]
1	男性	52.8
2	女性	47.2

Q3 あなたの 18 歳未満のお子さま(複数の場合は、18 歳未満のうち最年長のお子さま)の学齢を選択してください。

	選択肢	割合[%]
1	乳幼児（小学生未満）	23.7
2	小学生	30.1
3	中学生	23.6
4	高校生	22.5